

# 令和3年度大船渡市空き家住宅改修工事補助金実施要領

## 1 事業の目的

市内における空き家の利活用を図ることにより、住環境および景観の悪化を未然に防止し、地域コミュニティの活性化、移住および定住の促進に資することを目的とする。

## 2 補助の対象住宅

- (1) 大船渡市空き家バンク実施要綱（平成30年大船渡市告示第63号）第8の利用希望登録者が、同要綱第2第3号の空き家バンクを利用して売買契約により取得、賃貸契約により賃借した空き家住宅
- (2) 昭和56年5月31日以前に建築された住宅にあつては、耐震診断を行い所要の耐震性能を確保するよう耐震改修を行う住宅
- (3) 壁を撤去するなど間取りを変更する住宅にあつては、耐震性能を確認し所要の耐震性能を確保するよう改修を行う住宅

## 3 補助の対象となる改修工事

- (1) 全体の工事費から外構部に係る費用と設備機器本体（容易に取り外しができないもの除く）等の費用を除いた額が30万円以上の改修工事
- (2) 市内施工業者により施工されるもの
- (3) 対象工事について、国、県又は市の他の制度による補助金の交付を受けていないもの
- (4) 原則として、令和4年2月28日（月）までに終了するもの

## 4 交付の対象者

- (1) 公益性の高い事業を行う施設として利活用する場合

対象者：空き家の売買契約又は賃貸契約を締結した日から起算して1年未満で、  
交付決定通知を受けた日から起算して3年以上事業を行う企業、団体等

事業名	活動内容（例）
地域交流事業	地域活動、地域交流につながる活動をする
福祉事業	高齢者福祉、障がい者福祉に係るもの
子育て支援事業	児童等の居場所を提供する活動など
教育関連事業	生涯学習、文化教育に係るもの
観光商業事業	観光推進に係るもの
その他	市長が認めるもの

※事前に事業計画書の内容について承認を受けたもの

(2) 居住用として利活用する場合

対象者：空き家の売買契約又は賃貸契約を締結した日から起算して1年未満で、  
交付決定通知を受けた日から起算して3年以上居住する者

## 5 補助額

(1) 工事区分による補助額

区 分	補 助 額
公益性が高い事業を行う施設として利活用するもの	対象工事費の1/2 上限額 100万円
居住用として利活用するもの	対象工事費の1/2 上限額 50万円 ただし、市外から移住する場合は上限額 75万円

## 6 申請手続き等

(1) 申請受付

大船渡市都市整備部住宅管理課に直接申請、または郵送で申請してください。

TEL 0192-27-3111 (内線 324、325)

必要書類が全て揃った時点での受付となります。事前に相談、申請があっても書類に不備がある場合は受付したとはみなしません。

(2) 申請に必要な書類等

- ① 空き家改修工事補助金交付申請書 (様式第1号)
- ② 改修工事の内訳書又は見積書
- ③ 建物の位置図
- ④ 改修工事の設計図書又は施工箇所の見取図
- ⑤ 現況の写真
- ⑥ 空き家バンク活用奨励金交付決定通知 (空き家バンク利用を利用して契約したことが分かる書類)
- ⑦ 売買契約書または賃貸借契約書の写し
- ⑧ 誓約書 (様式第2号)
- ⑨ 市税の滞納がないことを証明する書類
- ⑩ 賃貸契約の場合、住宅の所有者から改修工事を行うことについての同意書
- ⑪ 市内施工業者による施工であることが分かる書類
- ⑫ 公益性の高い事業を行う施設として利活用する場合は、事業計画書
- ⑬ その他市長が必要と認める書類

(3) 代理申請

代理人による交付申請が可能です。その場合、補助金交付申請時に委任状の添付が必要になります。

(4) 申請受付期間

令和3年7月1日（木）～12月28日（火）（郵送の場合は必着）

**ただし、予算が無くなり次第、受付を終了します。**

申請受付時間 午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日・祝日を除く）

(5) 補助の決定等

申請があったときは、その内容について審査し、補助金を交付することを決定したときは、補助金交付決定通知にて通知（送付）します。

交付決定通知が届き次第、事業を開始してください。

交付しないことを決定したときは、補助金不交付決定通知書にて通知（送付）します。

(6) 工事の変更等

交付の決定を受けた後に工事の変更又は廃止しようとするときは、工事変更（廃止）承認申請書を提出してください。ただし、軽微な変更については必要ありません。提出の可否については、住宅管理課に相談してください。

(7) 工事完了報告受付期間

工事が完了した日から14日以内に完了報告書を提出してください。

受付は原則として令和4年3月14日（月）までとし、報告書の提出がない申請については、不交付決定通知書にて交付の取消しを通知します。

(8) 工事完了報告に必要な書類等

- ① 工事完了報告書
- ② 改修工事代金の領収書
- ③ 改修工事施工箇所の写真
- ④ その他市長が認める書類

(9) 補助額の確定

工事完了報告書の提出があったときは、その内容について審査し、適正と認めるときは補助金額を確定し、補助金額確定通知にて通知（送付）します。

(10) 補助の方法

補助金額確定通知を受けたときは、補助金交付請求書を持参し住宅管理課に来庁してください。指定口座に振り込みます。

(11) 交付決定の取消し

偽りその他不正な手段により補助を受けたときは、補助金の交付の決定を取消し、既に補助金を交付した場合は返還していただきます。

(12) その他

空き家改修工事補助金に関する疑問等を解決するため、Q & A集を作成し随時更新します。（大船渡市ホームページに掲載）